平成２４年（フ）第６号
沖縄県那覇市字国場531番地　新垣アパート204
破産者　小濵　純一
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１９８２号
埼玉県川口市西川口１丁目16番６―502号クリオ川口壱番館、旧住所埼玉県川口市本町１丁目17番13―201号　ベルエポック
破産者　中込雅一郎
1　決定年月日　平成24年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９８３号
さいたま市桜区栄和３丁目17番１号214
破産者　嶋田　義次
1　決定年月日　平成24年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０号
埼玉県川口市桜町６丁目11番15号　風間荘
破産者　浅原　章雄
1　決定年月日　平成24年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２３４号
さいたま市浦和区領家２―12―４―102、住民票上の住所埼玉県上尾市大字大谷本郷769番地５
破産者　松原　義誉
1　決定年月日　平成24年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２５８号
さいたま市南区四谷３丁目13番15―302号
破産者　内山　勝良
1　決定年月日　平成24年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３２１号
長野県伊那市山寺2979番地１　コーポ和手Ｅ号
破産者　西澤　　晃
1　決定年月日　平成24年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第４号
茨城県東茨城郡茨城町大字小鶴2012番地
破産者　中村　末吉
1　決定年月日　平成24年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第８９６号
北九州市八幡西区大字笹田993番地
破産者　香月　英子
1　決定年月日　平成24年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１１９号
北九州市小倉南区守恒本町２丁目１番28―402号
破産者　三宅　輝行
1　決定年月日　平成24年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４６０号
長崎県長崎市田中町346番地、旧住所長崎県長崎市田中町105番地１　コアマンション長崎ネクステージ705号
破産者　西口　政男
1　決定年月日　平成24年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５１７号
長崎県長崎市出来大工町19番地　中願寺ビル201、旧住所長崎県長崎市本河内３丁目32番12―101号
破産者　茂　　晴幸
1　決定年月日　平成24年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３１５号
沖縄県那覇市三原３丁目12番20号ウインズ三原601
破産者　田代　隆之
1　決定年月日　平成24年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第５８号
沖縄県那覇市字国場865番地７ジュネスタイラ405、破産手続開始決定時の住所沖縄県国頭郡恩納村字真栄田935番地１
破産者　金城　　進
1　決定年月日　平成24年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

平成２４年（フ）第８号
岩手県奥州市胆沢区小山字附野73番地17
破産者　小野寺法正
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２４年（フ）第６６号
宮城県名取市杜せきのした５丁目12番地の10エンジェルゲートⅠ201号
破産者　栗原　貴裕
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１２８号
仙台市宮城野区岩切字台屋敷121番地の５
破産者　佐々木あさ美
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２６４１号
愛知県尾張旭市北本地ケ原町２丁目130番地リヴィエール尾張旭205号
破産者　佐伯　幸一
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７４８号
名古屋市東区大幸２丁目６番２号　第二幸荘204号
破産者　渡邉　輝久
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部